

## 新潟家庭裁判所委員会(第33回)議事概要

### 第1 日時

令和3年7月12日(月)午後1時30分から午後3時00分まで

### 第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】(五十音順, 敬称略)

斎藤美智子, 斎藤有子, 園原敏彦, 竹野和治, 鶴田友紀, 富田俊輔, 中野哲美, 槌本敏郎, 馬場幸夫, 原田宏一, 村田敏也, 森本成彦, 横尾良輝, 渡辺豊

#### 【委員以外の裁判所出席者】

山川勇人裁判官, 松村友和家事訟廷管理官, 酒井克巳主任書記官

### 第4 テーマ

成年後見制度の利用促進について

### 第5 議事

#### 1 新委員からの自己紹介

#### 2 テーマについて

委員長から, 本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

#### 3 テーマに関する説明

裁判所出席者から, 成年後見制度の概要及び成年後見利用促進基本計画について説明した後, 成年後見制度の利用状況や新潟家庭裁判所における課題と取組を解説した。

#### 4 意見交換

(委員長)

将来的に, 御自身又は御親族の方に対し, 成年後見制度の利用を進めたいと思うか。また, 説明を受けて成年後見制度全般に対する印象はいかがか。

(委員)

後見人については, 私はあまり触れたことがなく, よく分からないが, 家族が認知症になったとき, こういう制度があるのだと分かった。

本委員会に臨むに当たり調べてみたら、成年後見人が決まると、資産を守っていただけるということは分かったが、使いづら点もあるということがいろいろなところで書かれてあった。

裁判所は、一般市民にとってはハードルが高く、申立てをしてしまったらすすい進んでしまい、こんな展開になってしまったというようなことが書かれていて、そんなこともあるのだなと思った。

制度を利用すると報酬も払うことも分かった。

市民後見人についても調べてみたところ、新潟市の市報に養成講座の記載があり、自分でお金を払って養成講座に行き、後見が必要な方たちの身の回りの世話やお金の準備などをすることが分かった。ただし、飽くまでもボランティアだと知った。受講される方は50代から60代の方が6割で、女性の割合が多いとあった。

(委員長)

全国の認知症の高齢者数に対して、申立件数が非常に低いということが指摘されており、周知不足ということもあるが、利用するメリットが分からないということがあると思う。その点は、説明のところで触れていなかったがどうか。

(裁判所出席者)

これまでの後見は、認知症になって悪い取引に巻き込まれて、いらない物を売りつけられてしまったとか、消費者被害から御高齢の方を守ろうということが重視されており、財産保護にかなり重点が置かれていた。

ただ、それだけではないということが言われており、それが身上保護である。

後見状態になるということは、法律上の意思能力・判断能力がないということになるが、一人の人間として感情はあり、意思もある。そういった方が、どういう風に自分らしく、認知症であっても、精神障害があっても、人権を持っている一人の人間として生きていくにはどうしたらいいのかというところをサポートができないかという考え方が出てきている。それが意思決定支援である。

例えば、老人ホームに入所するけれども、これまで暮らしていた自宅をどう

するか。売るということも一つの考えであるし、長年大事にしてきた家だから残しておきたいという考えもある。その判断をしなければいけないが、それを認知症の方が一人で判断できるかというとなかなか難しい。そういうときに必要になるのがチームで対応するということである。

地域で福祉をやられている行政やNPOの方がいらっしゃると思うが、専門家である弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門的知見が役割を持つこともあろうかと思う。意思決定支援、その方が自分らしく生きていくために必要なことをサポートするという側面と、財産管理の両方を上手くできることにより、後見制度を利用するメリットがあるのではないかという議論がされている。

(委員長)

将来的に御親族に成年後見制度を使ってみたいと思うか。

また、不安なところはあるか。

(委員)

手続面で、家庭裁判所に申請するとなると、どのくらい手間がかかるのか、非常に面倒なのではないかという不安と、親族がいれば後見人となるのだろうが、専門職にお願いするとなるとその報酬等はどのようになるのか、金銭的なところの不安があるのではないか。

今の新潟家庭裁判所の課題という部分で、なり手の専門職が不足しているということであるが、そもそも専門職の不足の原因は、報酬的な部分が強いのか。市民後見人というのは、ボランティアだとお聞きしたが、制度として成り立つのか。

(裁判所出席者)

率直に申し上げて、申立書、それに伴う添付資料等々、申立人を書いていただく手間等総合的に考えると、家庭裁判所ではいろいろな手続の申立てがあるが、かなり面倒な部類に入ると思う。

また、制度の理解をした上で申立てを行うか否かを検討していただきたいということもあり、裁判所の窓口では一度説明用のDVDを観ていただいた上で申立てについて判断していただきたいと御案内している。

(委員長)

後見監督人や申立人代理人という立場から、申立てにおけるあい路等どのような御意見をお持ちか。

(委員)

診断書を取るところから始まり、財産目録の作成で御本人の資産がどれだけあるのか、収支表の作成で年間どのくらいの収入があってどのくらい支出があるのか、通帳を見たり資料を集めながら作成し、御本人のこれまでの生育状況や、申立てに至るまでの経緯で関わっている御親族や福祉関係者からも作成していただいたり、お話を伺ったりというところで、申立ての作成だけでも大分手間暇がかかる。

そこで、「面倒ですよ。」とは言えないので、「大変な部分はありますね。」と話をすると大抵は二の足を踏まれる事が多いと思う。他方で、弁護士によって費用は違うけれども、弁護士等がやるとなると当然費用は掛かる。そこで、申立人になる御親族が費用を出すのか、御本人の財産の中から出しているのかというところもはっきりとは分からない。また、ランニングコスト、毎年かかる報酬もどのくらいになるのかというところも、最終的には家庭裁判所が決定するので、目安はお伝えできるが、そのあたりをお伝えすると本当に判断が分かれる。それでもお任せしたいとおっしゃっていただけるか、それであれば御自身でこれまで何とかできているのでそこまでは必要ない、と分かれてくる。

診断書を取るところで、かかりつけのお医者さんがいらっしゃるのかどうか、いらっしゃらなければ、今度はどこの病院に行くのか、精神科の先生によっては、これまでの病状等が分からなければ診断書は書けないというお考えの方もいらっしゃったりする。精神科以外の先生で書けるのかとか、その際は裁判所がどこまで受け付けるのかとか、申立てに当たっても様々な苦労がある。

(委員長)

そこは利用促進にあたって大きなネックになるか。

(委員)

簡単に書ければとは思いますが、御本人の事情等、裁判所に伝えたいことで私達も把握するとなると、やはり様々な資料が必要になってくる。そこを御本人に代わり御親族がどこまでそろえることができるのか。

例えば、同居していて、ある程度把握している御親族であればすぐ出てくるということもあるが、別居で、県外に暮らしているというような方だと資料を探すのも大変である。

私は、分からない場合は、申立ての段階では分かる資料だけでいいと説明してしまうが、その場合、後見人に就いた時に、財産調査の必要があるためその際の財産調査は緩めに多く照会をかけたとか、保険会社に照会をかけたとか、手間暇が出てくるということにもなる。

また、金融機関とか保険会社の理解が不十分だと感じることもあり、「後見人でも委任状が必要。」と言われてたりとか、「家庭裁判所で選任されているので法務局で発行する登記事項証明書で足りるのではないか。」と言っても、「委任状は。」とか、「御本人の印鑑が。」という話が出てきたりするので、大分時間が掛かる。通帳を紛失していて再発行の手続となると、金融機関の手続で二、三時間待たされるということもある。そこで、事務の方に行っていたらこうとすると、事務の方に委任状とか、事務の関係で手続が大変になったり、金融機関ごとに書類が違ったりするので、そこだけでも時間が取られてしまう。なので、御親族が手続をやるにしても大変な部分は出てくると思う。

(委員長)

適正な財産管理を行うためには、前提となる資料がきちんと出ていないといけないということになるため、どうしてもハードルが上がる。

報酬とは実際どんな感じかという話があった。この報酬の原資というのは何か。

(裁判所出席者)

基本的には、御本人の財産から支出するということになる。

御本人の財産が極めて少ない場合もあるので、そういった場合は自治体から補助が出て、自治体の予算から支出するという場合もある。

(委員長)

生活保護等を受けている場合に、市からの補助という形で報酬を支払っていくが、基本的には御本人の財産から支出するということになる。そのため、御本人の財産が減るので専門職を付けたくないということも、実際結構ある。

専門職の給源不足の点の要因について、報酬は関係あるか。

(委員)

関係しなくはないというところである。

案件によって様々であるので、御親族がもう就いていてかなり協力して下さるような方とか、資産がある程度判明しているという場合であれば、御本人からきちんと報酬をいただくこともできるし、手続を進めていく上でも御協力いただけるので煩雑にならず、スムーズに進んでいく。

しかし、全てが全てそういう案件ではなく、申立件数が増加しているにもかかわらず、こと弁護士に関しては、最近、新潟県弁護士会に登録する弁護士がそれほど多くはないということと、支部の弁護士はそんなに人数が増えていないということもあり、そうすると数は限られているのに申立件数だけ伸びてしまい、弁護士一人当たりの手持ち件数が増えてしまう事態になる。

我々のところに来る案件は、感想であるが、身寄りがいらっしゃらない方とか、縁が切れている、疎遠になっている、最初から福祉関係の方が関わっていらっしゃる方とか、生活保護を受給している方達がいらっしゃって、そのような方たちだと、財産調査とか、その後の身辺環境の整理などに大分手間暇が掛かって、時間も取られてしまうので、一つ一つの案件に時間と労力を割かれることになってしまう。そうするとなかなか他の案件にまで手が回らないことになり、次に申立てがあったとしても、受けたくても受けられないという実情がある。

報酬という面では、生活保護受給の方とか、収入があまりない方だと、後見制度利用支援事業というところで、報酬を一部負担してもらえる形になるが、裁判所が決定する報酬に達しない金額しかもらえないということになる。

(委員長)

認知症なり精神障害があるということで、判断能力が著しく低下している人を主に対象としているわけであるが、そういった方々と接する機会がお立ち場が多いと思うがいかがか。そういったお立場からこの制度なり、関わり方など、制度についての御意見は何かあるか。

(委員)

成年後見制度は、関係職員ということで研修を受けたりして概要は何度か聞かせてもらったことはあるが、実際には利用者に関わった経験はない。

ただ、話を伺うと、それ以前の問題で、サービスを受けることができないとか、本人の支援ということが重点だったので、後見制度で専門家の方をお願いすることになるとどうしていいかと思っていた。

お話を聞くと、本当に困っていらっしゃる方とか、家族が近くにいないという方が相当増えたので、そうした時に、市民後見人というお話があったが、専門家の方とまではいかなくとも、相談に乗ってくれる方を育成するというのはとても大事かなと思っていた。

やりたいと思っている50代・60代の方はいると思うが、無報酬というよりは、ちょっとはお金があればと思う。

実際課題があれば改善するのが良いと思った。

(裁判所出席者)

市民後見人の補足で、ボランティアというお話もあったが、必ずしもボランティアではなく、県とか裁判所によって事情は違い、無報酬でやっているところもあるということは承知しているが、佐渡支部においては無報酬ではやっていないと聞いている。無報酬が前提ではないということはお伝えしておきたい。また、今新潟エリアで検討している内容についても、無報酬を前提とはしていない。

市民後見人をやっていただくにあたり、保険に入ってもらったり、お金を立て替えたり、交通費で実費が発生したりするので、完全に無報酬ということは難しいのではないかと思う。

育成については、かなり年数を掛けて育成してもらっている。社会福祉協議会が法人で後見人をしている法人後見というものがあるが、その中で法人後見支援委員という形で、将来市民後見人になりたい方たちをスタッフとして、一緒に業務の一部を行っている。その中で、5年以上スタッフをやっている方もおり、そういった方々が、今後市民後見人として活躍されていくということが想定されている。

(委員長)

利用促進ということで、その周知方法につき、報道機関の方々は、成年後見制度についてどのくらい関心を持っておられるのかということに興味がある。

(委員)

報道という立場で言うと、成年後見制度を悪用した不正がニュースにはなる。

ただ、制度が始まり20年が経って、まだ23万人程度の方にしか利用がないというのが根幹なのかなと思う。

申立準備、申立てから審理・審判までの期間、申立件数に占める成年後見が認められた割合、また、審理の中でどういった協議が行われ、申立人が審理に出席したりする手間、あとは、申立人と本人との関係、親族の方が申し立てている割には親族が認められたものが少ないという、その判断基準はどのようなものなのか知りたい。

一番の問題は、先ほどから出ているように手続的な問題なので、行政に窓口を作るようになり、そこで手続がワンストップサービスのようにできれば一番利用促進されるのではないかと思う。

質問についてもお答えいただきたい。

(裁判所出席者)

昨年度の全国のデータだが、2か月以内に終局したものが全体の約70パーセント、そのうち1か月以内が39パーセント、1か月を超えて2か月以内が31パーセントとなっている。4か月以内に終局したものが全体の92パーセントとなっている。

(裁判所出席者)

親族が申し立てている件数の割に親族が選任されていないという点については、実際見ている立場からすると、申立ては親族がされていても、自分が後見人にはなるつもりはないという事案が結構多いように思う。後見人の候補者に自分を挙げていない、いろいろ面倒を見てきたけれどもこの申立てで最後にしたい、裁判所が選んだ方に面倒を見てほしいというケースが結構あるという印象を受けている。

(委員)

実際、親族が申し立てて親族にしてほしいと言っているのに専門職を就けるという事案はほとんど見られないと思う。初めから専門職を希望して決まってくるというものが多いと思う。

(委員長)

不正という話が出たが、検察庁は何かあるか。

(委員)

私は、17年間検察官をやっており、私の経験では1件程しか見たことがなく、事件相談を受けたことが1件くらいあったかというくらいである。

今だと給付金制度の悪用等についてかなりの件数が当庁に多く寄せられているが、それと比較するのは変ではあるが、制度が始まってからこの制度を悪用した事例にほとんど接していない。これは、私個人の経験なので全庁的には分からないが、感想としては、きちんとした方が後見人として選任されており、制度の利用自体はあまり増えてはいないけれども、運用自体はきちんとされているのかなと感じているところである。

(委員長)

立件まで至らないケースというものはあるとは思う。

報道の点からはいかがか。

(委員)

事件ということでは、何件か覚えているものもあるが、報道機関として、この制度について真正面から取り上げてニュースにしてこなかったと思う。

知られていない制度であるからこそ、様々な問題をお聞きしたので、しっかり伝えていかなければならないなど改めて思った。

(委員長)

支援預貯金という話で、新潟県内では、信金、JAバンクがそういう商品を御提供されているが、何かお話しいただけることはあるか。

(委員)

後見支援預金を開始するまでは、後見制度というものが分からなかったが、後見人という方は悪いことをしないという前提でいたので、なぜそのような人が後見人になるのか不思議だった。

あと、先ほどからハードルが高いということで、申立ての事務を簡単にするとか、費用についての話があったが、量を上げると質が下がるのではないかと懸念がある。

後見人というからには、それなりの人格を持ったしっかりした人になっていただきたいという希望である。なので、手続的な煩雑さはやむを得ないかなと

思う。

(委員長)

先ほど、金融機関が勉強されていないような意見があったが、そのあたりについては何かあるか。

(委員)

その点については、私共も反省をしなければいけないというところである。

ただ、金融機関の一番の問題は、間違っはいけないというところで、常に確認を心がけている。そこのところは御理解いただきたい。

(委員)

預金と同じで、JAは貯金であるが、本人確認は重要なところである。

ただ、最近の情勢としては、診断書とか親族であって必要なお金であれば、払戻可能という話にもなってきているので、認知症が増えれば増えるほどそのような対応が増えていっている感じである。甘くなっているわけではないが、対応せざるを得ないという状況になってきているかなと思う。

JAは介護事業も行っており、介護関係の担当者の話を聞いてきたが、介護の現場にいると、認知症の状態であるということをプライドがあって本人が認めたがらないというところからスタートし、良い制度であると言っても、自分で意識して事前に準備していれば別だが、進行している中でそういう判断をするということは相当難しいかなと思う。一番大変なのは家族だと思うので、よくドラマとかでもあるが、嫁が面倒を見ているが、お金はどこいったとか、御飯食べさせてもらってないとか、家族関係が崩れている状態である中で、申請するのは難しいと思う。

実際介護の仕事の中で、誰が、いつ、どんなタイミングでアドバイスできるのか、介護施設でアドバイスするわけにはいかないのか、誰が知識を与えるかということもあるが、誰がそういう判断をし、タイミングが非常に難しいと言われた。

中核機関の設置という話があったが、どういう役割があって、そういう判断をしてあげられるタイミングとか、アドバイスとか、相談窓口等がないとなかなか増えてこないのだろうと思った。なので、その対応を是非してほしいし、まだ設置されていないところがあれば進めていただきたいと思います。

課題というところで、審理期間のことを聞き、最初は短いなどは思ったが、担当している者からすると、結果が出るまでの期間が長くて大変なので短くしてほしいという意見があった。

給源について、社会福祉士の方だったが沢山受けているという話があり、その人が認知症になったり、辞めざるを得なくなったりしたとき、だれにその引継ぎをしたらいいのか相当困っているらしく、それを引き継ぐのが地域の他の社会福祉士らしいが、給源については相当課題があるのだろうと思っている。

(委員)

どういうタイミングでという話があったので、御紹介させていただくと、私ども信用金庫では中小企業の方や特にお年寄りのお客様が非常に多いので、常日頃それぞれの営業マンが回っている。私どもは成年後見リーガルサポートというところと協定を結んでおり、お客様にちょっと疑問があったとき、取次ぎをして相談をしてもらったりしている。

(委員長)

広報が中核機関の役割の一つにあり、地方自治体との連携・交渉について裁判所もしていかないといけないわけであるが、なかなかうまくいかない。そこでアドバイスをいただきたい。

(委員)

自治体との連携だが、いろいろな方法があろうかとは思いますが、例えば、福祉とか介護であればワンストップサービスがあり、そこで色々なことをやっていると伺っている。そのときに、成年後見の話もセットにする。誰が面倒を見るとか、弁護士会とか司法書士会とかとの連携、行政だけではなく、あらゆる関係するところを巻き込む形にし、そこに裁判所としても関わっていくというやり方がいいのではないかと思う。

啓発についてだが、こういう制度については必要にならないと分からないことが多いと思う。こういう話は、それこそ若い人にも知ってほしい。学校の現場でも、自分が将来そうなったときのこととして話してほしいし、自分の親がこうなった時にこういう制度があるという、制度を知ってもらう側面としては非常に効果が高いのではないかと思う。我々も講義の中でそういった話はしているが、その時になってみないと分からないことが多いという気はする。折に

触れてそういったところを広報，啓発していく，そういった中で裁判所がこういうこともできるということを他のところと連携する，他のところに巻き込んでもらう，あるいは巻き込んでいくというのがいいのかなと思う。

行政側にもメリットになるような，ワンストップサービスの中に司法アクセスも含む，そういうことがあるとワンストップサービスの中で機能していくのかなという気がする。

(委員長)

若い人にも知ってほしいという意見があったが，教育関係はいかがか。

(委員)

私の場合は高校だが，高校の場合，未成年後見人，未成年に保護者がいない場合，高校受験という形で，児童相談所とかと相談・連携しながらやってきて，けっこう上手くいっていると思う。

こういう制度があると分からないと，将来必要になったときに思いつかないというのはあると思う。何回か触れさせるという事が，何年後，何十年後かに役に立つのではないかと思う。

(委員長)

児童相談所は，未成年後見があると思うが，後見制度との違いとか，成年後見について感じられることはあるか。

(委員)

県の福祉職としての立場で感じていることを話させていただくと，精神障害とか知的障害とか，私は，施設で知的障害の方と一緒に生活していたので，施設を利用されている知的障害の割と多くの方が成年後見を利用されていた。御兄弟だったり実の親御さんが成年後見人だったケースもあるし，おじさん・おばさんだったりということもある。後見人の方も，活動報告をしなければいけないので，いつ面会に来たとか証明してくれというお話をされ，手間が掛かることを一生懸命携わってくださっているなどとてもありがたく思いながら関わらせていただいた。

そのような中で，最近，司法書士法人の後見人も多く，法人も後見になるのだと初めて気付かされた。いろいろな方法で関わっているのだと感じた。

児童相談所の立場で話させていただくと，未成年後見ということもあった

が、例えば親御さんが亡くなられ、児童養護施設に入所されている児童さんの遺族年金等を管理していただくなど、弁護士に未成年後見人をやっていただいているケースも結構ある。とても大変な仕事をいただいていると感じる。

最近、ヤングケアラーということが話題になっているが、児童が家庭の介護を担ったりしなければならぬといった時に、成年後見制度をもっと気軽に知る方法だとか、利用するための支援の方法だとか、そういうことが確立されていると、ヤングケアラーという問題も少し報われていくのかなという印象を持っている。

(委員長)

利用促進に向けてさらに頑張り、裁判所として改善できるものなどは取り組んでいきたいと思う。

## 第6 次回のテーマ及び期日

### 1 テーマ

(委員長)

次回のテーマについては、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定する。

### 2 期日

令和4年2月7日（月）午後1時30分から午後3時まで